二　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第五十六条　第五十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2　第五十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第五十七条　第五十四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日

［削る］

［削る］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第十八及び様式第十九中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

様式第二十から様式第三十三までを削る。

（工業用水道事業法施行規則の一部改正）

第六条　工業用水道事業法施行規則（昭和三十三年通商産業省令第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条から第二十八条までを削る。

様式第二十六から様式第四十までを削る。

（商工会法施行規則の一部改正）

第七条　商工会法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（議決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法）	（議決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法）
第一条　商工会法（昭和三十五年法律第八十九号。以下「法」という。）第十五条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。	**第一条**　商工会法（昭和三十五年法律第八十九号。以下「法」という。）第十五条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
一　［略］	一　［略］
二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
（監事の意見書に係る電磁的記録）	（監事の意見書に係る電磁的記録）
第二条の三　法第三十八条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとする。	**第二条の三**　法第三十八条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとする。
備考　表中の［　］は注記である。	

（電気工事士法施行規則の一部改正）

第八条　電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。